

報道関係者 各位

令和3年9月28日（火）

【照会先】

中央労働委員会事務局

調整第一課 個別労働関係紛争業務支援室

個別労働関係紛争業務支援室長 丸山 浩典

個別労働関係紛争業務支援官 北代 昌巳

電話：03-5403-2181（直通）

10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会、パネル展や出前講座などを各地で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報活動を全国的に展開しています（※）。

※ 一部取扱いのない都道府県労働委員会があります。

1 実施期間

令和3年10月1日（金）から31日（日）までの1か月間

2 取組内容

13年目となる本年度は、「ご存じですか？ 労働委員会～雇用のトラブル まず相談～」等をキャッチフレーズに、各労働委員会で次のような取組を展開し、周知・広報の充実を図ります（詳細は「別紙1～2」参照）。

（1）都道府県労働委員会の主な取組

- ① 労働相談会の開催
- ② パネル展や出前講座などのイベントの開催
- ③ 街頭宣伝活動の実施
- ④ 自治体広告の掲載、地元メディアへ出演 など

（2）中央労働委員会の主な取組

- ① 商業施設の協力によるポスター掲示等の周知・広報
- ② 労使関係団体等の協力による周知・広報
- ③ SNS（公式Twitter等）を使った情報発信による周知・広報（「別紙3」参照）



【添付資料】

- ・別紙1 令和3年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各労働委員会別取組予定
- ・別紙2 「個別労働紛争処理制度」周知月間に実施する労働相談会、イベント等の一覧
- ・別紙3 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係るSNS情報発信イメージ
- ・参考1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）
- ・参考2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要
- ・報道発表資料（全体版）

令和3年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各労働委員会別取組予定

労働委員会	取組	労働相談会(※)	パネル展、出前講座等イベント(※)	街頭宣伝活動(※)	SNSによる情報発信	労働委員会ホームページ掲載	メールマガジン掲載	自治体依頼	労使団体等依頼	記者会見	地元TV出演	マスコミ依頼	広告掲載	特記事項
北海道			○	○	○	○		○	○					・札幌市内にある北海道社会保険労務士の3つの支部（札幌中央支部、札幌東支部、札幌北支部）やジョブカフェ北海道と連携して、PRパネル展や社会保険労務士による無料相談会を開催。 ・動画投稿サイト(YouTube)に個別あっせん制度を周知する動画を投稿。 ・新規の取組として、道内の高校、大学及び高等技術専門学院に対し、新卒就職予定の学生向けのワークルールを周知する冊子を配布。
青森県		○			○	○	○	○	○					
岩手県		○	○		○	○		○	○				○	
宮城県			○		○	○	○	○	○				○	・今年度より、個別労働紛争解決手段としてのあっせん及び労働委員会業務の紹介パネル展示を行うほか、図書館と連携し、労働相談関係の図書展示を行う。
秋田県				○		○		○						
山形県		○		○	○	○		○	○	○			○	
福島県		○			○	○		○	○				○	
茨城県		○			○	○		○	○				○	
栃木県		○			○	○	○	○	○				○	・労働相談会においてWeb会議システムを利用したオンライン相談の希望にも対応する。 ・県立図書館と連携し、相談会のチラシを配置する他、労働相談関係の図書展示を行う。
群馬県			○		○	○		○	○				○	
埼玉県					○	○		○	○				○	
千葉県		○			○	○	○	○	○				○	
新潟県		○	○		○	○		○	○				○	・労働相談会においてWeb会議システムを利用したオンライン相談の希望にも対応する。 ・個別労働関係紛争あっせん制度についてGoogleディスプレイ広告を利用して周知する（県のホームページにリンク）。 ・出前講座は通年で実施。 ・オンラインによる出前講座を令和4年1月に実施。 ・県立図書館と連携し、個別労働関係紛争処理制度のPR図書展示を行う。
山梨県		○	○		○	○		○	○				○	・新型コロナウイルスの蔓延防止の観点から、街頭啓発活動は中止したが、8/9(月)、9/4(土)及び9/18(土)にサッカーJ2「ヴァンフォーレ甲府」の試合の際、オーロラビジョンで労働委員会及び出張労働相談の啓発を実施した。
長野県			○		○	○		○	○				○	
静岡県					○	○	○	○	○				○	
富山県		○			○	○		○	○				○	
石川県		○	○		○	○		○	○				○	
福井県		○				○	○	○	○				○	・労働相談会告知用のチラシを県内のコンビニに設置依頼。
岐阜県						○	○	○	○				○	・2021年版岐阜県民手帳への記載。
愛知県						○	○	○	○				○	・県広報への掲載。
三重県			○			○		○	○				○	・出前講座については、申込があれば開催。
滋賀県		○	○		○	○		○	○				○	
京都府					○	○	○	○	○				○	・京都府労働委員会委員と労働法を学ぶ大学院生との意見交換会を開催。
奈良県		○	○		○	○		○	○				○	・休日・夜間労働相談会を利便性の高い駅付近の公共施設や利用者の多い図書館を会場として、平日の夜間（18:30～20:30）1回、日曜日の午後（13:30～16:00）に2回開催。
和歌山県		○			○	○	○	○	○				○	
鳥取県		○			○	○		○	○				○	・懸垂幕及び横断幕によるPR。 ・周知ステッカーの配布。
島根県		○	○		○	○		○	○				○	
岡山県						○		○	○				○	
広島県			○		○	○		○	○				○	
山口県						○		○	○				○	
徳島県		○	○		○	○	○	○	○				○	・労働委員会のPRチラシを配置している県立図書館のしごと応援コーナーに、新たに職場環境に関する図書のコーナーを設けるなど、県立図書館と連携した取組を進める。
香川県		○	○			○	○	○	○				○	
愛媛県		○	○		○	○		○	○				○	・県立図書館で労働関係図書の展示、労働委員会リーフレットの配布を実施するなど連携した取組を進める。
高知県		○	○		○	○		○	○				○	・CM放送及びデジタルサイネージを広報媒体として利用。
佐賀県		○	○		○	○		○	○				○	・ウェブ広告の掲載。
長崎県		○				○		○	○				○	・新聞折込を行う地域（市町）の追加。 ・折込部数の増加。 ・関係機関へのポスター掲示依頼。 ・使用者団体への働きかけとして、新たに各商工会議所及び各商工会へ周知・広報を依頼。
熊本県		○			○	○		○	○				○	・今年度より、熊本県労働委員会委員及び事務局職員による相談会を実施。
大分県		○			○	○		○	○				○	
宮崎県		○			○	○		○	○				○	
鹿児島県		○	○		○	○		○	○				○	
沖縄県					○	○			○				○	・10/9(土)と10/10(日)に県政広報番組「うまんちゅひろば」において個別労働紛争処理制度が紹介される。
合計		27	19	3	33	42	13	37	41	1	15	35	26	

※ 労働相談会、イベント、街頭宣伝活動の主な日程等については、「別紙2」参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く。】

「個別労働紛争処理制度」周知月間に実施する労働相談会、イベント等の一覧

労働委員会	労働相談会		パネル展、出前講座等のイベント		街頭宣伝活動
	開催日	開催場所	開催日	開催場所等	
北海道			10/2(土)	【パネル展】札幌駅前通地下歩行空間(札幌市) ※北海道労働委員会事務局、札幌市内の北海道社会保険労務士の3支部、ジョブカフェ北海道の共催による。併せて社会保険労務士による無料相談会も開催する。	10/2(土) 札幌駅前通地下歩行空間(札幌市)
			10/25(月)~28(木)	【パネル展】帯広市役所1階市民ホール	10/25(月)~28(木) 帯広市役所
青森県	10/5(火) 10/10(日) 10/17(日) 10/24(日)	青森県労働委員会 弘前市総合学習センター 八戸地域地場産業振興センター (愛称:ユートリー、八戸市) 青森県労働委員会			
岩手県	10/3(日) 10/16(土) 10/16(土) 10/22(金) 10/24(日) 10/24(日)	アイーナ(盛岡市) あすもあ遠野(遠野市) 宮古地区合同庁舎(宮古市) 朝日生命盛岡中央通ビル3階(盛岡市) 一関地区合同庁舎(一関市) 久慈地区合同庁舎(久慈市)	10/7(木)	【出前講座】岩手県立大学(滝沢市)	
宮城県			10/1(金)~27(水)	【パネル展】宮城県図書館(仙台市)	
秋田県					10/7(木) JR秋田駅前(秋田市)
山形県	10/10(日) 10/10(日) 10/24(日) 10/24(日)	アクティール米沢(米沢市) 酒田勤労者福祉センター(酒田市) 大手門パルズ(山形市) 最上広域交流センター(新庄市)			10/5(火) イオンモール山形南(山形市)
福島県	10/17(日) 10/24(日)	イオン白河西郷店(西郷村) ショッピングタウンベガ イオン相馬(相馬市)			
茨城県	10/6(水) 10/22(金) 10/28(木)	茨城県庁 茨城県庁 茨城県庁			
栃木県	10/29(金) 10/30(土)	オリオンACぶらざ(宇都宮市) オリオンACぶらざ(宇都宮市)	9/25(土)~10/27(水)	【イベント】栃木県立図書館(宇都宮市)と連携し、図書館に労働相談関係の書籍コーナーを設置する。	
群馬県			10/25(月)	【出前講座】高崎経済大学(高崎市)	
千葉県	10/17(日) 10/30(土)	フェイスビル(船橋市) 千葉県労働委員会			
新潟県	10/10(日) 10/16(土)	長岡市中央公民館 新潟県庁	9/30(木) 10/5(火)~31(日)	【出前講座】シェフパティシエ専門学校(新潟市) ※出前講座は通年で実施 【イベント】新潟県立図書館(新潟市)と連携し、個別労働関係紛争処理制度のPR図書展示を行う。	
山梨県	10/9(土) 10/10(日)	ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市) 山梨県立富士山世界遺産センター (富士河口湖町)	10/9(土) 10/13(水)~26(火) 10/14(木)~27(水) 11/17(水)	【パネル展】ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市) 【パネル展】山梨県立図書館(甲府市) 【イベント】山梨県立図書館と連携し、図書館に労働法関係書籍コーナーを設置する。 【出前講座】山梨県立ひばりが丘高等学校(富士吉田市)	
長野県			10/12(火) 10/19(火) 10/1(金)~31(日)	【出前講座】諏訪市文化センター 【出前講座】佐久合同庁舎(佐久市) 【イベント】県合同庁舎4か所(上田・伊那・松本・長野)に周知コーナーを設置する。	
富山県	10/15(金)	富山県労働委員会			
石川県	10/20(水)	石川県職業能力開発プラザ(金沢市)	10/28(木)	【セミナー】石川県庁	
福井県	10/3(日) 10/17(日) 10/20(水)	福井市地域交流プラザ 市民プラザたけふ(越前市) 福井市順化公民館			
三重県			未定	【出前講座】「みえ出前トーク」 ※申込があれば開催	
滋賀県	10/8(金) 10/9(土) 10/17(日) 10/22(金) 10/28(木)	滋賀県庁 県消費生活センター(彦根市) 県男女共同参画センター(近江八幡市) 滋賀県庁 市民交流プラザ(草津市)	10/25(月)	【出前講座】八幡商業高校(近江八幡市)	
奈良県	10/14(木) 10/17(日) 10/24(日)	奈良県文化会館(奈良市) 奈良県産業会館(大和高田市) ホテルリガール春日野(奈良市)	10/19(火)~24(日)	【パネル展】県立図書情報館(奈良市)	
和歌山県	10/23(土)	イオンモール和歌山(和歌山市)			
鳥取県	10/31(日) 10/31(日) 10/31(日)	県民ふれあい会館(鳥取市) 倉吉未来中心(倉吉市) 国際ファミリープラザ(米子市)			
島根県	10/31(日)	くにびきメッセ(松江市)	10/8(金)~11/3(水)	【パネル展】島根県立図書館(松江市)	
広島県			10/21(木)	【出前講座】東広島商工会議所(東広島市)	
徳島県	10/3(日) 10/7(木) 10/14(木) 10/24(日) 10/28(木)	阿南ひまわり会館(阿南市) 徳島県庁 徳島県庁 美馬市地域交流センター 徳島県庁	10/18(月)~22(金)	【パネル展】徳島県庁1階県民ホール	
香川県	10/4(月)~5(火) 10/6(水) 10/7(木) 10/8(金) 10/9(土) 10/10(日)	香川県庁 丸亀市役所 香川県三豊合同庁舎(三豊市) さぬき市役所 香川県社会福祉総合センター(高松市) ワークサポートかがわ(高松市)	10/4(月)~8(金)	【パネル展】香川県庁	
愛媛県	10/15(金)	愛媛県立図書館(松山市)	10/11(月)	【セミナー】愛媛大学社会共創学部(松山市)	
高知県	10/29(金)	高知県北庁舎4階	10/1(金)~13(水) 10/14(木)~27(水)	【パネル展】高知県庁本庁舎ロビー 【パネル展】オーテピア高知図書館(高知市)	
佐賀県	10/25(月)~31(日)	佐賀県労働委員会	10/5(火)~8(金)	【パネル展】佐賀県立男女共同参画センター・生涯学習センター (愛称:アバンセ、佐賀市)	
長崎県	10/17(日) 10/24(日)	長崎県北振興局天満庁舎(佐世保市) 長崎県庁			
熊本県	10/6(水) 10/12(火) 10/19(火) 10/26(火)	熊本県労働委員会 熊本県労働委員会 熊本県労働委員会 熊本県労働委員会			
大分県	10/1(金)~7(木) 10/28(木)	大分県労働委員会 別府市役所			
宮崎県	10/9(土)~15(金)	宮崎県労働委員会			
鹿児島県	10/5(火) 10/17(日) 10/26(火)	鹿児島県庁 鹿児島県庁 鹿児島県庁	10/26(火)	【出前講座】鹿児島大学(鹿児島市)	

(注)各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は、中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会所在地一覧」をご覧ください。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、催しが中止や変更になる場合もありますのでご注意ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【10月 は「個別労働紛争処理制度」周知月間です】

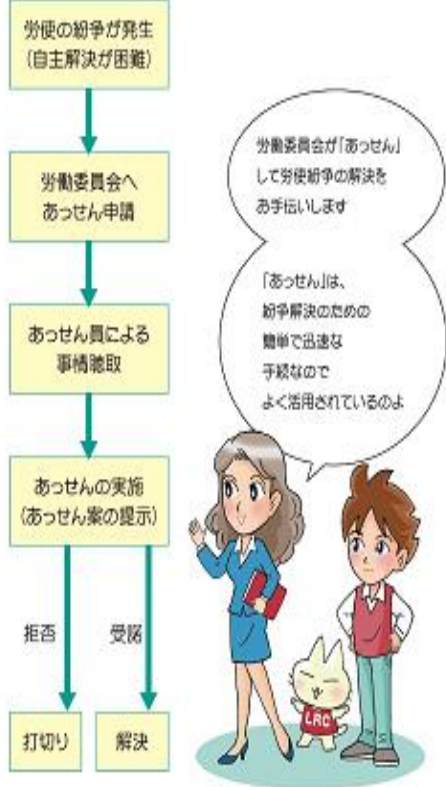
職場のトラブルを解決するために、設けられた道府県労働委員会。本日（10/1）より3日間、解決事例をマンガでご紹介します。本日は、#配置転換 に関するトラブルです。

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

転居を伴う異動が解決したケース

個別的労働紛争のあっせんの進め方

個別的労働紛争事例①



「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）

平成 21 年 4 月 23 日
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10月の1か月間

5 実施内容

実施機関が行っている事業について、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等
- (4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に係る機関に対して協力要請を行う。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

注：「全国労働委員会連絡協議会」は、中央労働委員会と47の都道府県労働委員会によって構成されている。

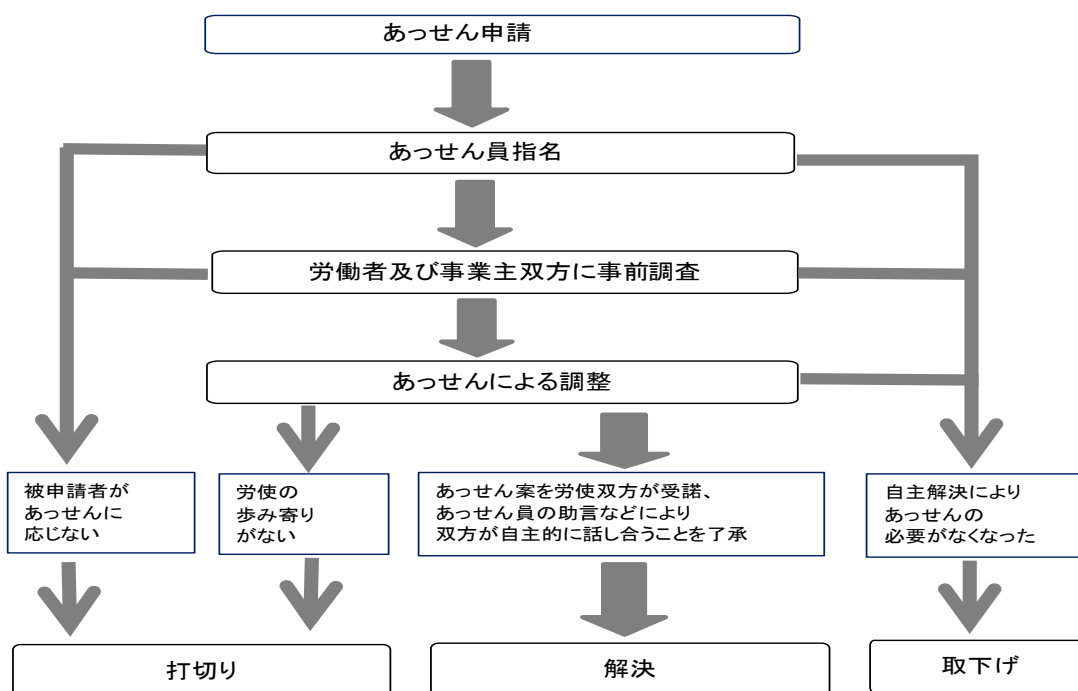
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇止め、パワハラ等のトラブルを労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く 44 道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続は、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士、教授など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 令和 2 年度実績で、処理に要した平均日数は 62.8 日、処理期間は 1 か月以内が 32.0%、2 か月以内では 72.2%であり、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他機関の個別労働紛争処理と比較した場合の特色

他機関で行う個別労働紛争処理と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。